

精華町教育委員会議事録

令和2年（第5回）

1 開 会 令和2年5月26日(火) 午後3時00分
閉 会 令和2年5月26日(火) 午後4時40分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長 林田総括指導主事
俵谷学校教育課長 石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長

5 傍聴者 1名

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第5回教育委員会の開会を宣言。

(2) 令和2年第4回教育委員会定例会における書面表決の結果について

4月の教育委員会定例会については、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて国が緊急事態宣言を発出したことなどを踏まえ、会議形式での開催は中止とし、書面による表決を実施した。

そのため議事録に代わり、書面表決の結果について説明及び確認を行った。

【採 決】

・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

3月上旬から続いている学校の臨時休業の長期化で一番大きな課題は、児童生徒の命と健康である。ただ、同じぐらい大きい問題として、この間の学

学習保障をどうするかということがある。学習保障に関しては、国や京都府、さらには報道においても、ICT機器を活用した遠隔授業、オンライン教育が推進されるべきであるとの声が上がっている。

本町の現状として、オンライン教育をすぐに開始することは難しいが、この状況を受けて、相楽地方の小中学校が共同・分担して学習課題を作成する取組を開始した。各学校で作成した課題を共同サーバーにアップし、それを各学校がダウンロードして、自校の児童生徒用にカスタマイズして使用している。本町では、これを各学校が印刷して配布し、各家庭からは受取人払いの封筒で返送してもらうという方法で実施している。共同サーバーは設置しているものの、オンライン教育とは言えないが、相楽地方で共同するという新たな取組を開始した。

また、併せて、各学校が動画を配信できるシステムの運用準備を進めてきている。ただし、各家庭で動画を見るには、児童生徒が使用可能な端末があること、インターネット通信環境があることが前提となる。そのため、各家庭の端末や通信環境について、アンケート調査を実施した。その結果、通信環境が整っていない家庭が一定数あることがわかり、この点について踏まえた上で、オンライン教育については考えていく必要がある。

現在、国では、本年度の第1次補正予算においてGIGAスクール構想を前倒しすることを盛り込んでおり、1人1台の学習用端末の整備を本年度中に行うとのことである。これについては、新型コロナウイルス感染症への対策の一環であることから、オンライン教育ができる条件を整えることを目標として取り組むべきであると考えている。

次に、新型コロナウイルス感染症の対策下における町立小中学校の教育実施に係る計画について説明申し上げたい。まず、学校再開の動きとしては、6月1週間目が分散登校、2週間目からは全員登校が開始となる。また、夏季休業期間を短縮して授業を実施する予定である。ただし、対面式の授業は、感染症拡大の第二波、第三波が発生した場合には、再度の臨時休業となる恐れもある。次に、学校の臨時休業中の家庭学習について、4月から5月上旬については、各学校で課題を作成し、復習を中心に取り組んできた。しかし、休業期間が長期化する中で、国から、家庭学習においても教科書に沿って履修していくよう指導があり、新たに教科書に沿った課題を作る必要が出てきた。そのため、相楽地方の市町村に呼びかけ、先ほど紹介した相楽地方の小

中学校の共同による課題作成に取り組んできた。次に、G I G Aスクール構想との関連について、先ほど申し上げたとおり、国では構想を前倒しするための予算を補正予算に計上しており、本町においてもこれを活用して整備を進めるため、町議会の6月会議において補正予算を提案していただくよう、町長部局と調整を図った。目標としては、この秋に向けて、児童生徒1人1台の学習用端末を整備するとともに、これを貸し出し可能な環境とし、併せて家庭での通信環境についても、モバイルルーターの貸し出し等により確保していきたいと考えている。これらの環境を整え、動画配信、あるいは双方向のオンライン教育の実施を目指していきたい。また、端末の仕様については、京都府教育委員会として、府内で一定の共通した仕様が望ましいと考えており、6月には共通の仕様等が公表される予定である。本町としては、6月会議で提案予定の補正予算が可決いただければ、仕様等を決定し、その後すぐに入札、仮契約を行いたいと考えている。契約金額が議会承認を必要とするものになると考えられることから、再度、議会に提案させていただき、可決をいただければ本契約に至ることとなる。G I G Aスクール構想については、当初の目的としては、学校でのI C Tの活用を図る授業、習熟度別学習や個々の興味・関心に応じた授業、創造性を育む授業、プログラミング教育などに活用することをメインとしていた。しかし、今回の感染症拡大を受けて、再度、学校が長期休業となった場合には、端末及びモバイルルーターをセットで貸し出すことで、家庭において録画式のオンライン授業や、双方向でのライブ授業などにも活用する計画となっている。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する会議等について、まず、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議については、昨年度末から本日までの間、通算25回開催され、教育委員会としては、学校での感染防止のための消毒液やマスクの確保、手洗い場の臨時増設等について、町長部局にお願いをしてきたところである。次に、校長会については、4月以降、週1回ペースで開催しており、学校再開後の感染症対策や分散登校の在り方、給食の再開時期や方法、夏季休業期間中において授業時数の回復をどの程度行っていくかについて議論を行った。また、山城地方教育長会が4月、5月で2回開催されており、山城地域の各市町村の新型コロナウイルス感染症対策に関する情報交換を行った。

次に、京都府の緊急事態宣言解除を受けて、府教委からの指導も受ける中

で、6月からの学校再開に向けて教職員の3交代勤務体制を戻していくこと、図書館等社会教育施設の再開など、内部で検討や確認を行った。

次に、地方創生臨時交付金について、精華町では約1億2,000万円の配分があり、教育委員会としても必要な事業を補正予算として要望しており、その点については、本日の議案の提案の中で説明させていただく。

最後に、来年度から開始される中学校の新学習指導要領について、今年の実施に向けた新しい教科書の採択の年である。昨年小学校の教科書採択と同じような流れで採択を進めていくことになる。

(4) 議決事項

議案第14号 令和2年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について（令和元年度精華町一般会計補正予算（第8号））

教育部長 【提案説明】

一般会計の歳入歳出予算補正第8号の事項別明細書について、町全体では、補正前が136億9,893万5,000円、補正額が5億7,197万7,000円の減額、補正後が131億2,695万8,000円である。一方、教育部関係の予算では、補正前が、15億160万6,000円、補正額が、6,075万6,000円の減額、補正後が14億4,085万円である。補正後ベースで全体に占める教育予算の割合は、おおむね11%となっている。今回の6,000万円余りの補正については、各事業費の確定に伴う歳出予算額の減額である。それぞれの事業の明細については、今後、決算附属資料等の調書を作成したのち、後日改めて報告する。

（採決 — 全員挙手により原案どおり決定）

議案第15号 令和2年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について（令和2年度精華町一般会計補正予算（第2号））

教育部長 【提案説明】

補正予算の第2号では、新型コロナウイルス感染拡大の防止と地域経済や住民生活の支援を迅速に行うための関係する事業経費について、新規及び追加する予算を計上している。教育委

員会関連の予算では、G I G Aスクール構築事業1億2,330万円、G I G Aスクール構想支援事業400万円、新型コロナウイルス感染症対策関連経費270万円、町立学校施設新型コロナウイルス感染症対策事業1,000万円、小・中学校学習機会回復対策事業680万円、最後に、準要保護世帯緊急支援給付事業239万8,000円の計上となっている。各事業の内容について、まず、G I G Aスクール構築事業については、令和2年3月に補正計上した町立小中学校の児童生徒1人1台の情報端末の整備について、3月補正計上時には令和5年度までの間で段階的・計画的に整備を進めることになっていた。しかし、国の令和2年度の補正予算において予算が計上され、計画が前倒しとなり、今年度中、令和2年度1年間で、全ての児童生徒を対象として端末を整備する計画に変更となった。これを受けて、本町としてもG I G Aスクール構想事業として前倒しで計上するものである。また、アンケート調査の結果、通信環境の整っていない家庭が一定数あるということが想定されるため、貸し出し用のモバイルルーターの購入、また、動画撮影のための放送用機材の購入費の計上。さらに、G I G Aスクール構築事業に伴って、国では、専門知識を持った支援員「G I G Aスクールサポーター」を各校に1名程度配置するよう示されていることから、その費用を計上している。

次に、G I G Aスクールの構想支援事業は、G I G Aスクール構築事業の実施に合わせて、感染拡大防止への対応を含めた教職員の在宅勤務や在宅のオンライン学習の環境整備などを行うための経費として、端末の購入費用やネットワーク関連の費用を計上している。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連経費については、小中学校における臨時休業の長期化への対応として、5月に補正計上した、相楽地方の小中学校による家庭学習用課題の共同作成に係る共同サーバーの運用経費の財源更生、家庭学習のさらなる有効活用に向けた封筒の作成費用や郵送料を追加計上するものである。

次に、町立学校施設新型コロナウイルス感染症対策事業については、町立小中学校の再開に当たり、文部科学省の学校再開ガイドラインなどを踏まえた対策の実施のために必要となる消毒薬や体温計などの衛生資材の購入、感染症対策として手洗いを励行するにあたって、手洗い場が不足する中学校2校への仮設の手洗い場を設置するための経費を計上している。

次に、小中学校学習機会回復対策事業については、町立小中学校の臨時休業による授業時数の減少に対して、夏季休業期間などを活用して学習機会の回復を図るために必要となる経費として、夏季休業期間での勤務を想定していなかった講師や支援員、介助員、給食調理員の方について、当該期間に追加で雇用するための人件費や、当該期間に授業を実施するために必要となる空調設備の運転に係る燃料費、光熱水費などの関係経費を計上している。

最後に、準要保護世帯緊急支援給付事業については、町立小中学校の臨時休業に伴い、家庭における昼食代、つまりは在宅によって昼食費に係る経済的負担が増加したことに対する支援を行うものである。準要保護児童生徒1人について、町立小学校の休業期間の4、5月における給食費相当額を給付するための経費を計上している。

松本委員

GIGAスクール構想について、本年度1年間で急速にICT教育やオンライン教育を進めていくとなると、教師や児童生徒によって得意な人もいれば不得意な人もいると思われるため、端末の操作や使用方法などを学ぶ機会を作っていただきたい。オンライン授業の実施を想定して、端末やモバイルルーターの貸し出しを計画していることは良いことであると思う。

次に、家庭学習用課題を作成するため、相楽地方の教育長がリーダーシップをとっていただき、3教育委員会での共同の課題作成に取り組んだことは、今回の長期休業に限らず、今後においても活用可能であり、非常に素晴らしい取組であると思う。教育長並びに事務局の努力に対して感謝を申し上げたい。

次に、文科省の学校再開ガイドラインに基づき、感染症対策を実施することは大切なことであると思う。新しい学校の生活様式の中で、地域の感染レベルを3段階に分けて記載しており、感染レベル1については、生活圏内の状況が感染観察都道府県に相当する地域、感染レベル2については、感染拡大注意都道府県に相当する地域、感染経路が不明な感染者が発生しているため当面の間要注意の地域、感染レベル3については、特定警戒都道府県に相当する地域となっている。この内容について、現在、精華町はどのレベルに該当するのか、分かるのであれば教えていただきたい。文科省は、リスクの高い教科活動として、理科の実験・観察、合唱と管楽器の演奏、調理実習、密集運動については、この感染レベルによって取扱いが違ってくるが、それだけでなく、例えば、水泳の授業に関しては、学校保健安全法で定められている学校健診を受診していない状況において、授業ができるのかについて疑問を感じており、この点について何かあれば教えていただきたい。

教 育 部 長

文科省の学校における感染症に関する衛生管理マニュアルに記載の学校の新しい生活様式について、レベル1から3までの3つのカテゴリーに分けて、其々に応じた対策を講じる仕組みになっている。レベル3については、緊急事態宣言が発出されている特定警戒都道府県に該当する地域であり、今日現在、レベル3に該当する地域は無いものと考えている。次に、レベル1と2の違いについて、この違いによって実施できる授業の内容が変わってくるが、これをどう判断するかについて、国からは地域の蔓延状況、医療提供体制の状況を踏まえて、各自治体において、都道府県の衛生当局、京都府内においては保健所と相談の上、判断することになっている。文科省の3つのレベル分けに近似するものとして、国の専門家会議が定めた3つのカテゴリーがあり、特定警戒都道府県、感染拡大注意都道府県、感染観察都道府県と分けられている。本町における状況を判断する場合には、町長部局で設置している対策本部

において情報を集約し、対応を検討することになるが、リスクサイドに立って判断するならレベル2、要件を個々にチェックしていくとレベル1の要件の範疇に入ると考えられる。実際にどのカテゴリーに該当するかについては、町の対策本部会議での議論になるため断言はできないため、教育委員会としても、現時点でレベル1、2のいずれなのかという最終的な結論には至っていない。このような状況において適切な対応を取っていくため、現場の校長先生の意見なども聞いた上で、最終的に判断していきたいと考えている

総括指導主事 水泳の授業に関しては、松本委員のご指摘のとおり、学校での健康診断、心電図の検査などについても実施できていない中で行うことは難しいと考えており、今年度については中止の方向で検討している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第16号 令和2年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について(令和2年度精華町一般会計補正予算(第3号))

教育部長 【提案説明】

当該補正予算の内容としては、相楽地方通級指導教室の分室を9月から東光小学校に新たに開設するにあたり、必要となる経費を追加計上するものである。事業内容については、言語障害、情緒障害、弱視、難視などの障害がある児童生徒のうち、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いながら、個々の障害の状態に応じて、特別の指導の場として、通級指導教室で教育を行っているものである。現在、相楽通級指導教室は、精華町及び木津川市、相楽東部広域連合の教育委員会の3教育委員会で合計4か所に設置し、運営している。現在、本町では、川西小学校と精華台小学校に設置しており、今回の東光小学校の設置によって町内で3か所目の設置となる。必要となる経費の内容としては、新規開設に伴って必要となる電話機やパソコンなどの事務機器の購

入、発達検査などの用具のセットのほか、事務備品や運営経費などについて計上するものである。

川村教育長 近年、文科省では、発達障害の子どもたちについても通級指導教室で指導を行うこととして対象を拡大してきており、併せて順次定数措置を実施してきている。相楽地方においては、京都府から一定数の定数配分が得られるとのことを受けて、昨年度末、3教育委員会が合同で、山城教育局に対して配置の要望を行った。その結果、木津川市、相楽東部、精華町に各1名の職員配置を認めていただいたことから、必要な物件費について補正を行い、通級指導教室の新規開設を行うものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第17号 令和2年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について
教育部長 【提案説明】

総括指導主事 内容の詳細については、総括指導主事より説明申し上げる。
まず、学校教育指導の重点の主な変更点について説明させていただく。「はじめに」では、国と国との関係だけではなく、多くの局面で変化する社会全体を見通すとの意味を込め「これからの国際社会を展望し」を「今後大きく変貌する社会を見通し」に改めた。また、「時代の進展等に対応した」を「子どもたちが生きる未来社会に対応する」に改めている。次に、1番の「学校経営の基本事項」について、これまで精華町教育大綱を指導の重点の中に位置付けていなかったため、(1)において位置付けるとともに、資質、能力に関わる部分を引用した。また、新学習指導要領において学校経営上の重点事項とされているカリキュラム・マネジメントを(2)として追記、本年度の学校経営上の最大の課題となっている新型コロナウイルス感染症対策を(3)として追記、学校環境整備における本年度の重要事項であるGIGAスクール構想については、学校教育が大きく変わっていくターニングポイントとなると考えられることから、(4)として追記した。次に、2番の「未来を生き抜く子どもの

育成」では、(9)の健康教育に関する部分に、新型コロナウイルス感染症対策を追記している。次に、(12)ICTの積極活用、プログラミング教育の研究・実践では、前倒しが決まったGIGAスクール事業によって、本年度に通信環境整備と児童生徒1人1台の端末整備が行われる。これにより、学びの個別化、創造的な学び、そして感染症対策として必要性が浮かび上がったオンライン教育のためのハード基盤が整うことになり、これまでの一斉、対面を中心とする学校の授業が大きく変化する初年度となる。また、本年度は新指導要領が既にスタートしていることから、それに合わせて表現を修正している。次に、3番の「学研都市を活かした教育の推進」の(1)地域から学ぶについて、学習指導要領に記載されている内容から、地域学習の視点で小中学校に共通する記述内容に改めた。次に、5番の「命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」の(3)特別支援教育の推進について、本年度、東光小学校に通級指導教室を新たに開設予定であること、また、木津川市と相楽東部広域連合にも増設される予定であり、これに伴って3教育委員会の共同運営による相楽地方通級指導教室は発展的に解消し、各教育委員会単位で独立する予定であることから、「町内の各通級指導教室等」と表現を改めた。次に、6番の「教育の質を高める環境の整備」の(2)チーム学校の推進について、「互いを信頼し、支え合う学校風土づくりに努める」と追記した。信頼関係やお互いに支え合う教職員集団を築くことなしに、良い学校経営はできない。そこでキーワードとなるのが組織風土であり、構成員の行動や感情、モチベーションなどに影響を与えるものである。なお、校内の職員間の関わる記述と外部スタッフとの協働に関わる記述とは文章を切り分けた。次に、(5)教職員の働き方改革の推進については、新規項目として追記したものである。

「精選・見直し」は、業務量を減らす取組、「風通しのよい協働的・組織的」は、無駄をなくす仕事の仕方、組織運営の在り方、「一人一人の業務能力向上」は、職業人としての生産性の向上、「意識改革」は、それらを通じ、やり遂げる意志を持つ

ことなどに関わる。これらを取り組むことで、働き方改革の推進につなげていきたいと考えている。

次に、令和2年度社会教育指導重点の主な変更点について、説明させていただく。2番の「学研都市を活かした教育の推進」の(1)教育資源の活用については、「学研都市の教育資源を活かす」との書き出しであることから、「先進的な科学技術等を学ぶ」を追記した。次に、(2)歴史・文化を学ぶ活動の推進については、教育大綱に「歴史」の文言を追記したことから、ここでも追記するとともに、従来 of 自然、文化財、伝統といった記述に加え、「学研都市に生まれた新しい産業や町の姿」という内容を加えた。次に、3番の「家庭・地域社会の教育力の向上」の(1)安全・安心な居場所づくりへの支援については、学校と地域社会が協働した取組の部分を強調する記述に変更した。次に4番の「命を守り、人権を大切にする共生社会づくり」の(1)人権教育の推進については、精華町第2次人権教育啓発推進計画の理念から引用している表現を削除し、直接的な記述とした。5番の「教育の質を高める環境の整備」の(4)文化講座の充実については、高齢者が学びの主体であることをより明確にした。(5)生涯スポーツの振興では、総合スポーツフェスティバルについて、町民体育大会に代わるものとして取り組んでいきたいという考えから、前段に記載した。(6)町立図書館の充実について、昨年度では、資料の情報の提供という基本に縛られた表現であったため、機能そのものを広げられるような記述に改めた。

川村教育長

補足として1点。社会教育指導の重点について、「障害」の「害」の字が平仮名だったものを漢字に改めている。この表記の方法については議論があり、国においても有識者会議で議論をした経過がある。「害」という漢字が障害者の方々にとっては不快であるということで、自治体によっては平仮名表記としているところもあるが、精華町の関係する計画等では漢字表記としている。これは障害というものをどのように捉えるかという思想を反映しており、身体的な機能そのものに欠損が生じて

おり、それをその人の障害と捉えることを「医学モデル」という。また、そのような場合であっても、その人の行動や社会生活に何ら制限がないようにすることが大事であるが、その制限が壁となっていることについて障害と捉えることを「社会モデル」という。この社会モデルの立場に立たれる方々は、「害」は漢字であるべきと述べている。本町の他の行政文書においては漢字を用いているため、指導重点という重要文書で平仮名表記となっていたことは、検討不足であったと反省をしており、元の漢字に戻したいと考えている。

最後に、指導の重点については、例年、4月当初に各学校に示していたが、指導の重点のもととなる精華町教育大綱について、昨年11月に杉浦町長が新町長として就任されたことを踏まえ、総合教育会議での協議を経て、今年4月28日付けで新たに教育大綱を策定したことから、今回の教育委員会において指導の重点の策定を提案させていただいたところである。6月1日から学校再開を予定しており、本日、可決をいただければ、この学校再開のタイミングに合わせて、各学校に示した上で指導していきたいと考えている

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

総括指導主事 1 生徒指導報告について

4月の小中学校とも問題事象は0件。不登校については臨時休業のため報告なし。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

4月の重災害についてはない。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

臨時休業のため報告なし。学校再開に向けて小中学校とも、全家庭に定期的に電話連絡をして、児童生徒の状況把握に努め

ている。学校再開後も感染拡大防止に努めながら、児童生徒個々に目を向け、きめ細やかな指導に取り組んでいきたいと考えている。

総括指導主事 4 精華町教育大綱の策定について

精華町教育大綱については、町長から総合教育会議の議案として提案をいただき、教育長並びに教育委員の同意をいただいたことから、原案をもって策定することとし、4月28日付けで策定したところである。対象期間としては4年間で、令和6年3月31日までの間、この新しい教育大綱のもとで精華町の教育振興を図っていきたいと考えている。

生涯学習課長 1 行事の中止及び延期について

本町に関連する全国レベルのイベントとしては、ツアー・オブ・ジャパンが中止となり、東京オリンピックの聖火リレーは延期となった。次に、町の教育委員会事業としては、例年、6月、8月に実施している挨拶運動、7月後半に予定していた子ども議会は中止となり、少年少女合唱団の入団式、学び体験学習会については延期として、今後、準備を進めていきたいと考えている。また、体育協会のイベントについては、秋に予定していた健康スポーツ交流フェスティバル、精華マラソンについては、体育協会の総会において協議の上、方針を決定する。今後、行事やイベント等については、国や府からの情報、近隣市町村の情勢を見ながら取組を開始していきたいと考えている。

生涯学習課長 2 公共施設の開館状況について

町立図書館については、今月19日から予約本の貸し出しを行っていたが、本日から閲覧席を縮小した上で、貸出、返却をメインに開館した。換気に心がけ、また椅子の間引きを行い、密閉、密集、密接に注意しながら、当面この形態で運用していく。次に、むくのきセンターや打越台グラウンドなどの体育施設については、6月2日から開館、使用開始を予定している。

なお、学校施設の開放については、屋内、屋外とも、学校生活
が安定するまでの当面の間は利用中止とし、今後、順次利用開
始に向けて学校と調整を図っていきたいと考えている。

生涯学習課長 3 精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第四次）につ
いて

当該計画については、昨年の12月に教育委員会で説明をさ
せていただき、その後、パブリックコメントを実施し、その結
果についても2月の教育委員会で報告させていただいたところ
である。以上の経過を経て、今年度からこの内容で計画を進め
ているところであり、またご一読いただければと思う。

川村教育長 1 精華町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針に
ついて

精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務上の適切な管
理等に関する規則第3条に、「この規則に定めるもののほか、
教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福
祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別
に定める」とあり、それを定めるための方針である。府教委で
も、同様の内容で方針を定めており、各市町村教育委員会につ
いても方針を定めるよう指導を受け、作成している。

この方針の対象者については、府費負担の教育職員であり、
その他の職員については、労働基準法の時間外労働の規制が適
用されることを示している。勤務時間の上限時間については、
規則と同じ内容を明記している。取組方針では、具体的な取組
内容を掲げている。

まずは、本町の教育委員会としての取組であるが、京都府で
は、府費負担教職員に適用される教職員の働き方改革実行計画
を策定し、8つのテーマを設けており、本町としてもこの内容
を踏まえて5つの方針を設け、取組を実施してきている。1点
目として、他の自治体の学校の取組を研究し、効果のあるもの
の導入を図る。2点目として、町内の一部の学校で実施し効果

を上げている取組を他校に拡げる。3点目として、学校運営に無駄な非効率がないかを点検し、学校に対する指導を行う。4点目として、校長の要請や、産業医の指導の下に、校長が行う個々の教職員への指導を支援する。5点目として、ICT機器の積極的な導入に努めるなど、学校の業務の効率化のための条件整備を進める。次に学校運営に関する取組である。指導の重点でもポイントとして上げたが、協働的で組織的な学校運営が非常に大切であると考えており、校長は、風通しのよい協働的で組織的な学校運営を追求することにより、無駄のない効率的な業務遂行を実現する。次に、教職員の指導と支援について。校長は、長時間の時間外勤務をしている職員について、必要な指導と支援を組織的に行うとともに、適時に業務量の適正化を図るように努めるもの。そして、やはり大事なのが教職員の意識であり、教職員は、所定の勤務時間内に仕事を終えることが基本であるとの意識を職員一人一人が強く持ち、前例踏襲を避け、重要度の低い業務を積極的に排して、協働的で組織的業務遂行に努めるものとするということをポイントとして上げている。次に、教職員の働き方改革に関する情報発信について、これは教職員の働き方改革に対する保護者や地域社会の理解と協力を得るため、教育委員会と学校は、関連する取組の情報発信に努めることとしている。以上が取組方針の内容である。

次に、健康及び福祉を確保するための措置について、教育職員の健康及び福祉を確保するため、別に定めるところにより、在校等時間が一定時間を超えた者に対して、産業医による面接指導を実施することとしている。

次に、段階的目標の設定である。目標については、府教委が作成した内容と同様である。

最後に留意事項であるが、1点目は実施期間について、この段階的目標は4年間を目途とし、取組の進捗状況等を踏まえて必要に応じて見直しを行うこととしている。2点目は、方針の趣旨に反する行為についてであり、実際の在校等時間より短い虚偽の報告をしないようにすること、持ち帰り仕事すること

がないようにすることの2点を挙げている。

【委員からのご意見】

松下委員 臨時休業により失われた授業時数について、6月からの残り10ヶ月でどの程度回復させるのか、考えがあれば教えていただきたい。特に中学3年生については高校進学や私立入試の問題もある。子どもたちに支障のないように尽力いただけたらありがたい。併せて、危機管理という視点から、今後の教育計画について、複数の案を持って進めていくことが大切である。このまま3月まで進める計画や、第二波、第三波が来ることを想定した計画など、何が起きても対処できるよう考えていかなければならない。最後に、相楽地方の小中学校の共同での課題作成と共同サーバーの運用について、今まで個人で全部やっていたことが、このシステムによって教材研究が短い時間で済み、働き方改革にも繋がってくる。今後、この点も踏まえた上で、教育研究会や校長会など小中学校の様々な組織において、このシステムを有効的に活用することができれば素晴らしいと思う。

川村教育長 この間の臨時休業によって失われた授業時数の回復については、夏季休業期間では10日程が回復期間に充てられ、冬季休業については短いため、3日程度ではないかと思う。これだけでは30日以上が失われたままであり、十分な確保が図れない。考えられる案としては、例えば平日の水曜日は6時間目がないため、そこに授業を入れる。また、モジュール授業で1週間かけて1時間を確保する。あるいは、50分、45分の授業を5分ずつ短縮することで、コマ数を増やすという方法も考えられる。また、秋から冬にかけては様々な行事があるが、これを精選し、その指導と準備に充てる時間も含めて授業に振り替えていくことも選択肢としては考えられる。その他の方法として、小学6年生、中学3年生については補習・補充授業を行うというもの。7月31日までは正規の授業を行い、小学6年生や中学3年生については、8月の第1週を補習・補充授業に当てるといったようなことも考えられる。ただし、児童生徒の健康状態

などもよく観察して判断しなければならない。これらの様々な方法を組み合わせるなどして、回復に努めていく必要がある。

また、相楽地方の小中学校での共同による課題作成については、6月8日から授業が本格的に再開するため、基本的には共同サーバーの運用は一旦中止となるが、サーバーに蓄積した課題については、各学校から共有財産として継続していきたいという意見が上がっており、その方向で校長会とも協議しながら、これを豊かにしていきたいと考えている。そして、もし第二波、第三波が発生し、臨時休業となった際にはすぐ使えるように、また、働き方改革にも役立てていけるように、このシステムの活用を図っていきたいと考えている。

(6) 後援関係

4月から5月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が4件である。内訳は、社会教育係が4件、社会体育係が0件、図書係が0件である。

(7) 6月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第5回教育委員会の閉会を宣言。